

和歌山県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき、「和歌山県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）を組織する。

（目 的）

第2条 会議は、和歌山県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- （3）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- （4）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、和歌山県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長、和歌山県県土整備部道路局道路保全課長及び西日本高速道路会社関西支社和歌山高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者並びに各占有者の代表者からなる跨道橋連絡会を置くものとする。
なお、跨道橋連絡会規約は別途定めるものとする。
7. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者、近畿運輸局並びに各鉄道事業者の代表者からなる道路鉄道連絡会を置くものとする。なお、道路鉄道連絡会規約は別途定めるものとする。

（事務局）

第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所統括課に置く。

（規約の改正）

第6条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第7条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年6月3日から施行する。
本規約は、平成27年1月13日に改正する。
本規約は、平成28年1月8日に改正する。
本規約は、平成29年2月10日に改正する。
本規約は、令和2年8月24日に改正する。
本規約は、令和3年8月4日に改正する。

規約について

資料1

和歌山県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職		所 属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長		日高町	産業建設課長
副会長	国土交通省近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長		由良町	地域整備課長
副会長	和歌山県県土整備部道路局	道路保全課長		印南町	建設課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	和歌山高速道路事務所長		みなべ町	建設課長
	和歌山市	都市建設局長		日高川町	建設課長
	海南市	まちづくり部長		白浜町	建設課長
	橋本市	建設部長		上富田町	建設課長
	有田市	経済建設部長		すさみ町	建設課長
	御坊市	産業建設部長		那智勝浦町	建設課長
	田辺市	建設部長		太地町	産業建設課長
	新宮市	建設農林部長		古座川町	建設課長
	紀の川市	建設部長		北山村	産業建設課長
	岩出市	事業部長		串本町	建設課長
	紀美野町	建設課長	オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	道路保全企画官
	かつらぎ町	建設課長		国土交通省近畿地方整備局道路部	地域道路課長
	九度山町	建設課長		国土交通省近畿地方整備局	近畿道路メンテナンスセンター長
	高野町	建設課長		西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	湯浅町	産業建設課長	事務局	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 道路管理第二課	
	広川町	産業建設課長		国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 道路管理課	
	有田川町	建設環境部長		和歌山県県土整備部道路局 道路保全課	
	美浜町	産業建設課長		西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山高速道路事務所 統括課	